

保安林指定予定通知のあて先人不明について（公告）

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の属する佐渡市役所に掲示する。

令和4年9月16日

新潟県知事 花角 英世

1 所在の不明な者の氏名

家内 トラ

后藤 三太郎

2 通知の内容

(1) 令和4年9月16日付け県告示第970号により保安林に指定する予定としたので、森林法第30条の2第1項の規定により通知する。

(2) 保安林予定森林の所在場所及び指定の目的、指定施業要件については、令和4年9月16日付け県告示第970号による。